
公 告

◎九州旅客鉄道株式会社公告第 17号

旅客営業規則（1987年4月九州旅客鉄道株式会社公告第2号）の一部を次のように改正し、2019年10月1日から施行します。

平成31年3月25日

九州旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 青柳 俊彦

第164条に次の1項を加える。

2 前項の書替を請求する場合、定期乗車券の使用者は、別に定める申込書を提出するほか、公的証明書等を呈示し、記名人本人であることを証明しなければならない。

第272条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 定期乗車券について前項の払いもどしを請求する場合、定期乗車券の使用者は、別に定める申込書を提出するほか、公的証明書等を呈示し、記名人本人であることを証明しなければならない。ただし、別に定めるところにより、当該定期乗車券の記名人の代理人に対し、払いもどしをすることがある。

同条第3項を次のように改める。

3 第57条の2の規定により発売した急行券（指定席特急券及び立席特急券を除く。）について第1項の払いもどしをする場合は、同時に使用する乗車券及び同条の規定により発売した他の急行券を同時に呈示し、当該急行券の払いもどしを請求しなければならない。この場合、割引をした乗継用の急行券をすでに使用しているときの払いもどし額は、第1項の規定にかかわらず、払いもどしをする急行券のすでに収受している急行料金から割引をした乗継用の急行券に対する割引額と原急行券1枚につき手数料220円とを差し引いた残額とする。

第277条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 定期乗車券について前項の払いもどしを請求する場合は、第272条第2項の規定を準用する。

同条第3項中、「前項の計算については、」を「第1項の計算については、」に改める。

附則
この公告は2019年10月1日から施行します。ただし、旅客営業規則第5条に定める契約の成立時期が、本公告の施行日より前となる定期乗車券について、施行日以降に本改正に係る取扱いを行う場合は、本公告による変更後の取扱いを適用します。